

智頭町 移住定住支援制度概要

智頭町では、空き家の所有者等、受け入れた集落及び移住された方に対して3つの支援制度を設けています。

* 詳細は智頭町ホームページの「田舎暮らしのススメ」の各要綱をご覧ください。

空き家をお持ちの所有者等に対して

智頭町 空き家活用奨励金

空き家・土地情報バンクに登録された空き家所有者等で、空き家を町外者へ賃借、又は町外者に対して売却された場合に、奨励金 20 万円を交付します。

* 空き地は対象になりません。

申請対象者	奨励金額
空き家・土地情報バンクに登録している 空き家の所有者等	20 万円 ・該当する空き家1軒に対して1回限りの交付

* その他詳細な条件等は、要綱をご覧ください。

移住された方に対して

智頭町UJIターン住宅支援事業

町外から智頭町に移住された方で、賃借、購入された住宅の改修、又は、新築に必要な一部を助成する。

申請対象者	奨励金額
町外から智頭町に移住され、 住宅の改修、建設を行おうとしている者 (5年以上定住を行おうとしている者)	改修等費用の1/2補助 最大 100 万円 ・1世帯に対して1回限りの交付

* その他詳細な条件等は、要綱をご覧ください。

例)

- ・ 空き家の改修費用が80万円の場合、1/2の40万円を補助
- ・ 大幅な改修費用が500万の場合、最大100万円を補助

* 平成23年度からは、賃貸する場合に限り空き家の所有者等も申請できるようになりました。
詳細は、問い合わせください。

受入れた集落や団体等に対して

智頭町UJターン自治会等支援事業

移住された方の集落への溶け込みを促進するために、集落などに対して交流会開催などの費用の一部を支援する。

申請対象者	奨励金額
移住された方の集落への積極的な受け入れを支援する自治会地域づくりの団体・NPO等	限度額 3 万円 ・受入 1 回あたり 1 回の交付

*その他詳細な条件等は、要綱をご覧ください。

例)

集落等が、町外から移住された方との交流会を開催した。

*注意点

- ・申請の際は、事前提出書類があるため、企画課にお問い合わせください。
- ・事前に事業実施した場合、補助金を交付することができませんので予めご相談ください。
- ・予算の範囲での補助になります。

(問い合わせ先)

智頭町役場 企画課

電話番号: 0858-75-4112

メール: kikaku-01@town.chizu.tottori.jp